

## 将来構想委員会運営細則

第1条 将来構想委員会は、委員会共通運営細則および本細則に則って運営される。

第2条 将来構想委員会は、常任理事会の諮問に応じて学会の将来的構想構築に関わる事項について討議する。

第3条 将来構想委員会は、本細則第2条の討議結果を常任理事会に答申する。

附則 本細則は、常任理事会の承認を経て2023年7月23日より施行する。